

ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会設置要綱

第1 設置

ふじみ衛生組合は、「新ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、新ごみ処理施設(以下「施設」という。)を整備するに当たり、環境と安全に徹底的に配慮した施設づくりを三鷹市及び調布市(以下「両市」という。)の市民とともに推進するため、ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

第2 所掌事項

検討会は、管理者の求めに応じ、次に掲げる事項を調査・検討し、又は必要な意見を述べることができる。

1. 施設の建設に関すること。
2. 環境影響評価に関すること。
3. コミュニティ機能に関すること。

第3 組織

検討会は、委員14人以内をもって組織し、次に掲げる者から選出する。

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| 1. 両市の公募による市民 | 各3人以内 |
| 2. 三鷹市ごみ減量等推進会議からの推薦を受けた者 | 1人以内 |
| 3. 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会からの推薦を受けた者 | 1人以内 |
| 4. ふじみ衛生組合周辺の両市の町会・自治会等からの推薦を受けた者 | 各2人以内 |
| 5. 学識経験者 | 2人以内 |

第4 会長及び副会長

検討会に会長及び副会長を置く。

- (1)会長は、委員の互選による。
- (2)副会長は、委員のうちから会長が指名する。

第5 職務

- 1 会長は検討会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6 任期

委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7 会議

- 1 検討会は、会長が招集し、会長はその議長となる。
- 2 検討会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第8 意見の聴取

会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させ、その意見を聴くことができる。

第9 庶務

検討会の庶務は、ふじみ衛生組合において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が検討会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 9 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱は、施設が竣工した日に、その効力を失う。